

「尾張旭市教育大綱」の変更の要旨

1 尾張旭市教育大綱の策定等

(1) 教育大綱の策定等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3第1項の規定に基づき、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する国の教育振興基本計画の基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされている。また、大綱を策定及び変更するときは、教育行政に混乱を生じることがないようにするために、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが重要とされている。

(2) 尾張旭市教育大綱

本市では、平成28年2月に「尾張旭市教育大綱（以下「教育大綱」という。）」を策定しており、令和元年8月に変更を行っている。

2 変更理由

現在の教育大綱は、「尾張旭市第五次総合計画」及び「尾張旭市教育振興基本計画（第1次）」に基づいて策定・変更しており、令和6年3月に策定した「尾張旭市第六次総合計画（以下「総合計画」という。）」及び「第2次尾張旭市教育振興基本計画（以下「市基本計画」という。）」との整合を図る内容とする必要があるため。

3 変更内容

(1) 変更内容

令和6年7月30日に開催した令和6年度第1回尾張旭市総合教育会議で協議した結果、次のとおり変更する。

ア 「基本理念」の前に、「教育大綱の法的な設置根拠」、「総合計画」「市基本計画」との関係及び大綱の構成について説明する「前文」を追加する。

イ 「基本理念」は、「総合計画」で定める「めざすまちの未来像」及び「市基本計画」で定める「本市の教育理念」を基にしながら、内容を変更する。

ウ 「目指す人間像」は、「市基本計画」で定める「本市教育の目指す人間像」を基にしながら、内容を変更する。

エ 「基本方針」は、「総合計画」「市基本計画」で定める「施策」を基にしながら、内容を変更する。

オ 「重点目標」は、国の教育振興基本計画で定める事項や、「総合計画」の「重点パッケージ」に含む教育分野の「主な取組」を基にしながら、内容を変更する。

(2) その他

今後、再度見直しの必要が生じた際は、総合教育会議での協議を経た上で、適宜変更する。